

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（548））

2. 日時：平成29年12月19日 10時00分～12時20分

13時30分～15時25分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

伊藤安全審査官、植木安全審査官、江崎安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他5名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第40条耐震設計方針」及び「第43条 共通（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び12月11日提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 入力津波の設定について、防潮堤前面、各管路、防潮堤内側の各評価点における入力津波高さを整理して提示すること。
- 入力津波の設定について、基準津波を超え敷地に遡上する津波を前提とした評価における不確かさの考え方について、考慮する水位変動要素としない要素及びその理由を整理し、再度提示すること。
- 敷地に遡上する津波に対する浸水防止機能を有する設備について、循環水ポンプ室の取扱い等、第5条において想定する状況との違いを踏まえ、対象となる設備を整理して提示すること。
- 敷地に遡上する津波の流入により冠水に至る経路について、具体的な対象を整理して提示すること。
- 下降側の引き波時においても緊急用海水ポンプの取水性に影響がないとする点について、SA用海水ピット取水塔の貯留容量及び引き波継続時間の観点から根拠を整理して提示すること。
- 潮位計について、計測範囲を一時的に超過した場合に継続して計測機能が保持される根拠を提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし